静岡地方法務局浜松支局　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月八日
静岡地方法務局掛川支局　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月八日
静岡地方法務局袋井支局　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月八日
静岡地方法務局清水支局　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月八日
静岡地方法務局藤枝出張所　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月八日
静岡地方法務局島田出張所　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月八日
静岡地方法務局焼津出張所　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月八日
静岡地方法務局熱海出張所　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月八日
静岡地方法務局富士宮出張所　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月八日
静岡地方法務局磐田出張所　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月八日
大津地方法務局草津出張所　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月二十二日
大津地方法務局　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月二十二日

大津地方法務局守山出張所　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月二十二日
大津地方法務局高島出張所　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月二十二日
静岡地方法務局甲賀支局　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月二十二日
大津地方法務局彦根支局　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月二十二日
大津地方法務局東近江出張所　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月二十二日
大津地方法務局長浜支局　共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務　平成二十二年二月二十二日

附　則

この告示は、平成二十二年一月二十日から施行する。

○法務省告示第二十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年一月二十日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　レン・マツナガ
生年月日　千九百五十九年一月六日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年一月二十日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ウェイン・タイチ・アレキサンダー
生年月日　千九百五十四年九月二十日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年一月二十日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　クリントン・リー・コナー
生年月日　千九百七十四年五月七日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十二年一月二十日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者
氏　名　クリントン・リー・コナー
生年月日　千九百七十四年五月七日
国　籍　アメリカ合衆国
原資格国　アメリカ合衆国ニューヨーク州
二　指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの
アメリカ合衆国カリフォルニア州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第二十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年一月二十日

法務大臣　千葉　景子

○厚生労働省告示第十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十日

厚生労働大臣　長妻　昭

氏　名　早川真人
生年月日　千九百七十三年十二月十日
国　籍　日本国

○法務省告示第二十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国イリノイ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年一月二十日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ケイト・ウンジュ・キム
生年月日　千九百七十五年三月二十二日
国　籍　アメリカ合衆国

○文部科学省告示第七号

教科書の定価認可基準（昭和五十五年文部省告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十日

文部科学大臣　川端　達夫

別表を次のように改める。

（別表については省略し、文部科学省初等中等教育局教科書課において縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成二十二年度以降の使用に係る教科書から実施する。

2　平成二十二年度以降の使用に係る高等学校用教科書で平成十一年文部省告示第百五十五号による改正前の教科用図書検定申請受理種目（平成元年文部省告示第八十九号）の高等学校の表に掲げる区分に従って検定申請のあったものの定価について認可の基準となる最高額は次のとおりとする。

（附則第二項の表については省略し、文部科学省初等中等教育局教科書課において縦覧に供する。）